

【参考】国の就学支援制度と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金制度

年間学費（正規）

入学金	授業料	施設費	計
150,000	596,000	100,000	846,000

野田鎌田学園横浜高等専修学校

2019年4月1日

*上記の他、技能連携校・あずさ第一高等学校へ入学する場合は授業料102,000円/年が別途必要です。

●神奈川県にお住まいの方の初年度実質ご負担額

基準税額(年額)	補助額(年額)			授業料・入学金 補助金合計 (①+②+③)	初年度 実質負担額 年額
	①高等学校等 就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ 在学の方対象]	③学費補助金 [県内在住・在学の方対象](上限額)※		
県民税・市町村民税 所得割額 (父母の合計額) *均等割額は含みません 年収はあくまで目安です。	授業料 (円)	授業料 (円)	入学金 (円)	(円)	(円)
生活保護世帯 (1月1日時点)	297,000	147,000	100,000	544,000	302,000
0円(非課税)世帯 (年収目安:約250万円未満)					
85,500円未満世帯 (年収目安:約350万円未満)					
257,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)					
378,500円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400		293,200	552,800
507,000円未満世帯 (年収目安:約910万円未満)		対象外		118,800	727,200
507,000円以上世帯 (年収目安:約910万円以上)	対象外				846,000

*上記の他に授業料以外の納入金負担を軽減するための奨学給付金制度もあります。(対象世帯:生活保護世帯または住民税が非課税の世帯/給付額:52,600円~138,000円)

〈所得基準となる「県民税・市町村民税 所得割額」の確認書類〉

・「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」・「市町村民税・県民納税通知書」(5~6月頃、勤務先または市町村から配付)

・「(非)課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

※表の金額が補助の上限額ですが、学校への納付額の方が下回る場合、納付額が上限額となります。

○表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人の場合。)

○市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。

○「就学支援金」:4月~6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月~翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額の基準。

上記補助金の内容は2019年度のものであり、来年度に私立高等学校等に入学されるときには制度が変更となる場合があります。この制度が変更または廃止になる場合には、納入額も変更となります。

〈就学支援金制度の対象者〉

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
- ・日本に住所を有していない者
- ・保護者等の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算が507,000円以上の者
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者
- ・対象となる履修単位の上限(74単位)を既に履修済の者

詳しくは本校までご遠慮なくお問い合わせください。